

令和3年度 第1回相模原市大規模事業評価委員会 次第

日 時 令和3年11月29日（月）午後7時から

場 所 相模原市役所本庁舎2階 第1特別会議室

1 開 会

2 委員・事業所管課・事務局紹介

3 会長・副会長選任

4 議 事

(1) 橋本駅周辺整備推進事業について

5 その他

6 閉 会

【資料】

令和3年度相模原市大規模事業評価の実施に関する方針…資料1

相模原市大規模事業評価調書【事業概要】…資料2

令和3年度相模原市大規模事業評価 評価のスケジュール（予定）…資料3

相模原市大規模事業評価 評価の視点等…資料4

相模原市大規模事業評価調書…資料5

令和3年度 相模原市大規模事業評価委員会 委員名簿

氏名	所属等
うすい あつこ 碓井 敦子	公認会計士
おく まみ 奥 真美	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授
おのだ ひろし 小野田 弘士	早稲田大学大学院 環境・エネルギー研究科 教授
ほりうち つとむ 堀内 勉	ものづくり大学 技能工芸学部 総合機械学科 教授
よしかわ とおる 吉川 徹	東京都立大学大学院 都市環境科学研究科 建築学域 教授

(五十音順・敬称略)

○相模原市大規模事業評価委員会規則

平成22年12月24日規則第127号

相模原市大規模事業評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和37年相模原市条例第17号）に基づき設置された相模原市大規模事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、公共事業について専門的な知識又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 委員会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第6条 委員の任期満了後最初の委員会の会議の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、大規模事業評価事務主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が委員会に諮っ

て定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。

相模原市大規模事業評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な事業の評価に関し、必要な事項を定めることにより、当該事業の着手の妥当性を検証し、市としての対応方針の決定に資するとともに、意思形成過程の透明化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 市が実施主体となって実施する、道路、公園、土地区画整理、下水道等社会資本整備全般の整備事業をいう。
- (2) 事業の着手 事業実施について市の意思決定(具体的には、事業の基本計画の実施に向けた庁議等)を行うことをいう。
- (3) 全体事業 国庫補助対象事業については事業採択の単位、施設整備事業については一体として整備される施設及び附帯する事業(用地取得費を含む。)を単位として、事業の効果が一体として発現する事業をいう。

(評価の対象)

第3条 大規模事業評価(以下「評価」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業を対象として行うものとする。ただし、当該事業のうち、法令、条例等に基づき補助金又は負担金が支出されるものについては、当該補助金又は負担金に係る部分は評価の対象外とする。

- (1) 全体事業費が20億円以上の公共事業
 - (2) 市が20億円以上の公共施設管理者負担金を支出する事業
 - (3) 施設等の取得又は賃借を行うPFI事業等で、市が20億円以上の対価(賃借の場合は、賃貸借契約期間内の賃料総額)を支払う事業
 - (4) 公共床の取得、賃借等市が20億円以上の財産取得(賃借の場合は、賃貸借契約期間内の賃料総額)を行う事業
 - (5) 市以外が実施主体で、実施に伴う費用のうち、市が20億円以上を負担する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、評価の対象としない。
- (1) 既に都市計画決定されている事業
 - (2) 災害復旧事業
 - (3) 既存施設の改修・維持補修で、施設の主たる用途の変更を伴わない事業

(評価の時期)

第4条 評価は、対象とした事業の着手前に行うものとする。

(実施方針)

第5条 市長は、評価の対象事業（以下「評価対象事業」という。）を決定したときは、評価の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、公表するものとする。

2 実施方針においては、評価の時期、評価の視点及び評価の方法その他必要な事項を定めるものとする。

(自己評価調書の作成)

第6条 市長は、評価対象事業ごとに自己評価調書を作成するものとする。

(評価の視点)

第7条 局長は、前条の規定により自己評価調書を作成するときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める視点からこれを行うものとする。

(1) 事業の必要性 公共が担う必要性及び市が実施する必要性

(2) 事業の妥当性 整備手法、事業規模及び整備場所の妥当性

(3) 事業の優先性 事業の着手時期の適切性

(4) 事業の有効性 事業の有用性及び有効性

(5) 事業の経済性・効率性 コストの適切性及び事業採算性

(6) 環境及び景観への配慮 周辺環境・景観との調和、配慮等

(外部の委員会による審議)

第8条 市長は、評価対象事業のうち、全体事業費50億円以上の事業について、相模原市大規模事業評価委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。

(市民からの意見聴取)

第9条 市は、第6条の規定により作成した自己評価調書を市民に公表し、意見聴取を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、評価対象事業が、既に相模原市パブリックコメント手続実施要綱(平成15年4月1日施行)に基づくパブリックコメントを実施している場合は、意見聴取を行わないものとする。

(対応方針の決定及び公表)

第10条 市は、委員会の意見及び前条の規定により市民から聴取した意見を踏まえ、評価対象事業の対応方針を決定するものとする。

2 市は、前項の規定により決定した対応方針を公表するものとする。

(予算措置の条件)

第11条 評価対象事業は、評価を行った後でなければ、予算措置を行うことができないものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、評価を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

令和3年度 相模原市大規模事業評価の実施に関する方針について

令和3年11月 1日現在

相模原市大規模事業評価実施要綱第5条の規定に基づく実施方針は、次のとおりです。

1 評価の対象

- (1) 事業名：橋本駅周辺整備推進事業
- (2) 事業所管局：都市建設局

2 評価の時期（予定）

- (1) 大規模事業評価委員会：令和3年11月（概要説明）
- (2) 自己評価調書作成：令和3年12月
- (3) 局内評価会議：令和3年12月
- (4) 市民意見聴取：令和4年2月～令和4年3月
- (5) 大規模事業評価委員会諮問：令和4年4月
- (6) 大規模事業評価委員会答申：令和4年6月
- (7) 対応方針の決定：令和4年7月
- (8) 対応方針の公表：令和4年7月

3 評価の視点（案）

(1) 事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・公共が担う必要性はあるか ・市が実施する必要性はあるか
(2) 事業の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・整備手法は妥当か ・事業規模は妥当か ・整備箇所は妥当か
(3) 事業の優先性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業着手時期は適切か
(4) 事業の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有用性が認められるか ・課題解決のための有効な手段か
(5) 事業の経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・コストは適切か
(6) 環境・景観への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境・景観との調和に配慮した検討がされているか ・事業実施により、周辺環境・景観に及ぼす影響を想定し、当該影響を低減するための工夫がされているか

※ 大規模事業評価委員会により、評価の視点が追加される場合があります。

4 評価の方法

- (1) 大規模事業評価委員会へ事業の概要を説明し、評価の視点を確定します。
- (2) 大規模事業評価調書の作成及び局内評価を実施します。
- (3) 局内評価結果について公表し、市民の意見を聴きます。
- (4) 大規模事業評価実施要綱第8条の規定に基づき、大規模事業評価委員会へ諮問します。
- (5) 大規模事業評価委員会の答申を受けた後、事業の対応方針を定め、公表します。

5 公表

- (1) 公表の内容：大規模事業評価調書、市民意見、委員会答申、対応方針
- (2) 公表の方法：相模原市ホームページにて適時公表します。

以 上

【問合せ】

大規模事業評価に関すること

市長公室 総合政策部

経営監理課

042(769)9240

keieikanri@city.sagamihara.kanagawa.jp

大規模事業評価対象事業に関すること

都市建設局 広域交流拠点推進部

リニア駅周辺まちづくり課

042(707)7047

linear-ma@city.sagamihara.kanagawa.jp

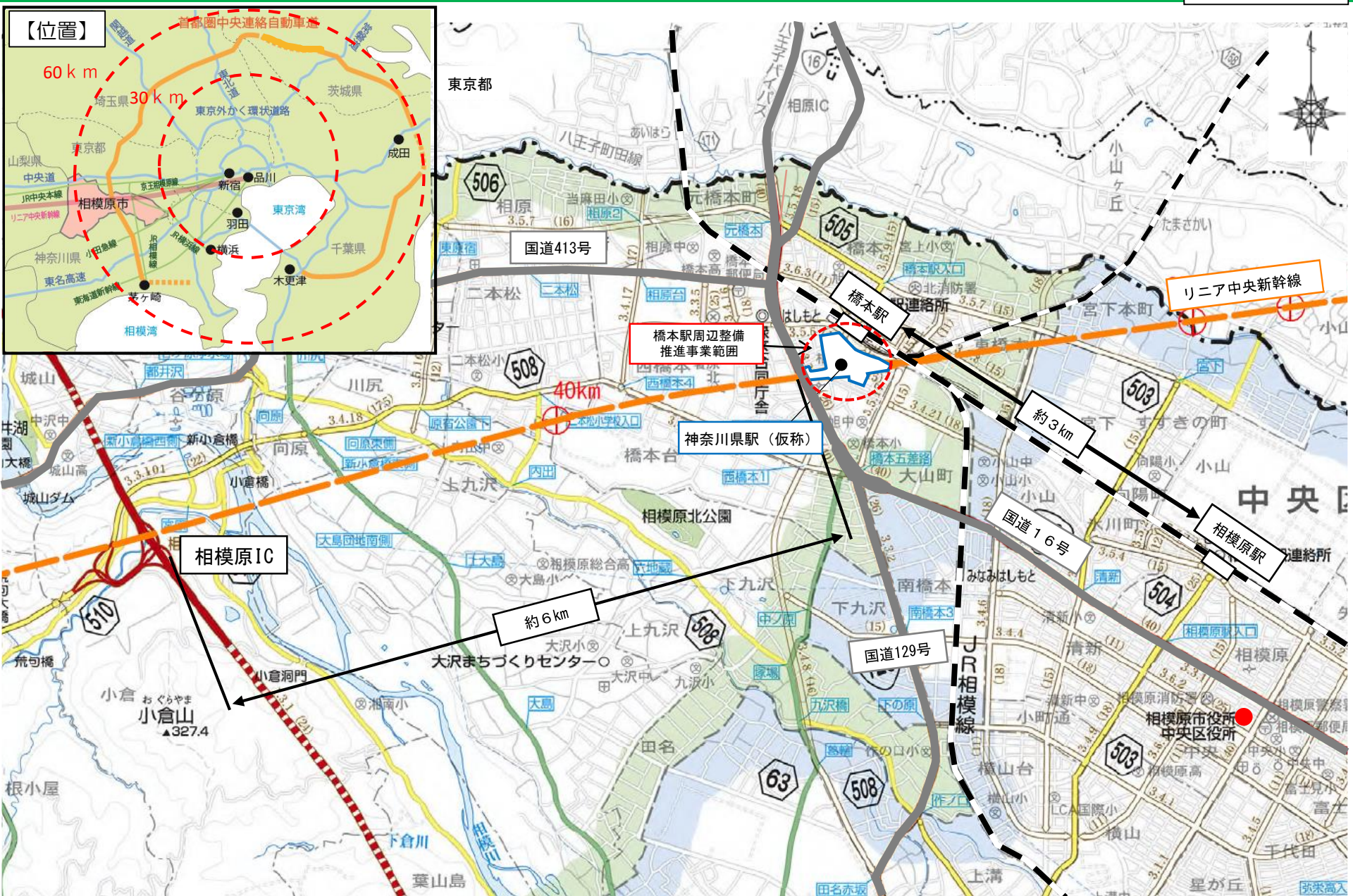
相模原市大規模事業評価調書

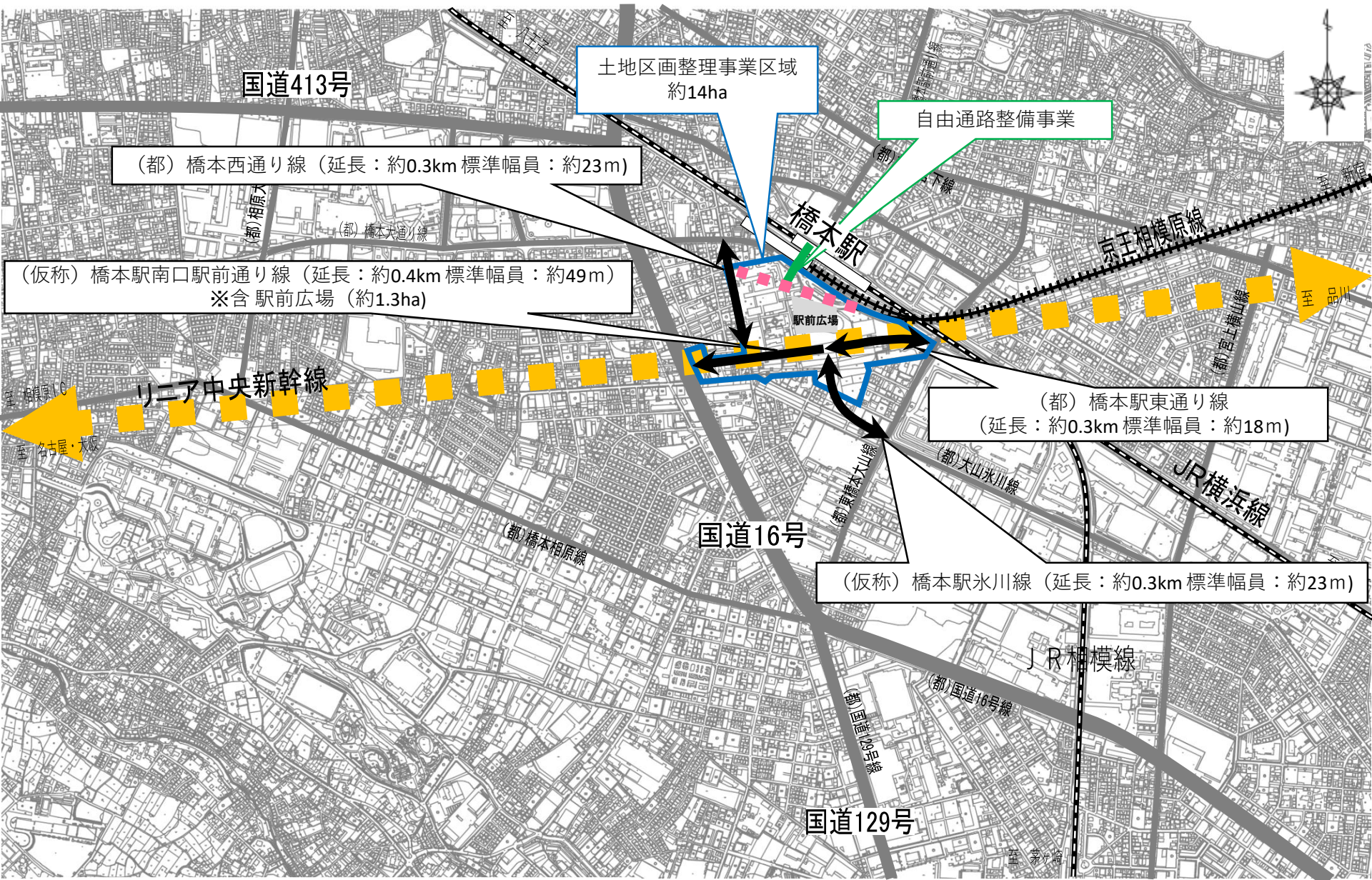
事業名 橋本駅周辺整備推進事業

事業主管課 都市建設局 広域交流拠点推進部 リニア駅周辺まちづくり課
令和3年 月 日作成

【事業概要】

実施主体	相模原市	
位置付け (根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ○相模原市総合計画基本構想（令和元年7月） ○相模原市総合計画基本計画（令和2年3月） ○相模原市都市計画マスタープラン（令和2年3月） ○相模原市立地適正化計画（令和2年3月） ○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成29年3月） ○相模原市新道路整備計画（改訂版）（平成29年3月） ○相模原市総合都市交通計画 一部改訂版（平成28年8月） ○相模原市広域交流拠点整備計画（平成28年8月） 	
目的	リニア中央新幹線の開業を見据え、交通結節点の強化や広域交流拠点整備計画の実現に向けたまちづくり（都市基盤整備）を行うもの。	
概要	場所	相模原市緑区橋本一丁目、二丁目の一部ほか
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ①土地区画整理事業 ②街路事業 ③自由通路整備事業
	計画期間	令和4年～令和15年（予定） ※ただし、令和9年を目途に必要な都市基盤は先行して整備する。
	スケジュール	令和4年度：都市計画決定（土地区画整理事業・街路事業） 令和5年度：事業認可（土地区画整理事業・街路事業） 令和5年度～：順次事業着手 ※現時点での想定スケジュールであり事業調整の状況により、変更の可能性はある。
	概算事業費	約364億円（国費：105億円 市費：249億円 その他：10億円）
	管理運営計画	
特記事項		





土地区画整理事業区域
約14ha

自由通路整備事業

(都) 橋本西通り線 (延長：約0.3km 標準幅員：約23m)

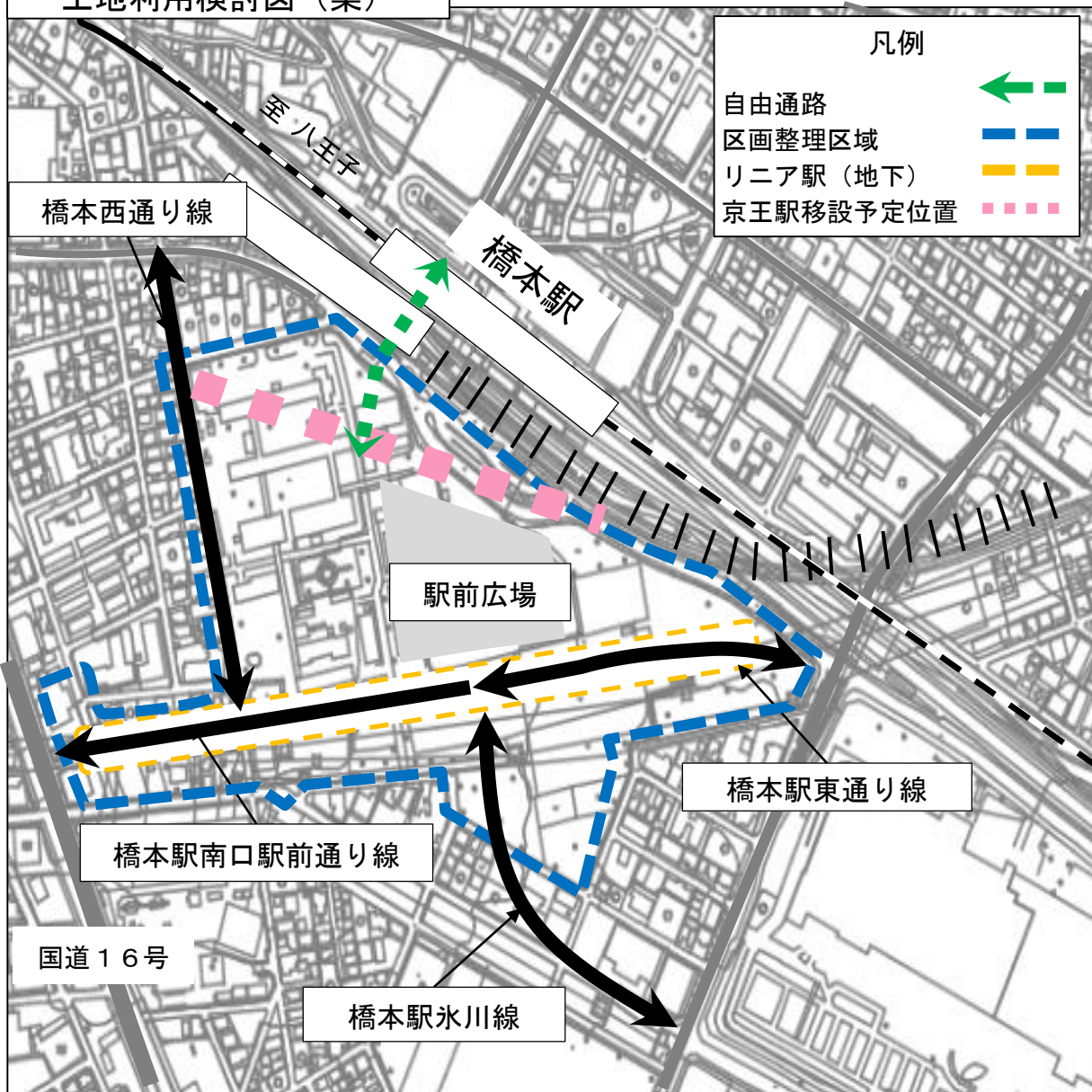
(仮称) 橋本駅南口駅前通り線 (延長：約0.4km 標準幅員：約49m)
※含 駅前広場 (約1.3ha)

(都) 橋本駅東通り線
(延長：約0.3km 標準幅員：約18m)

(仮称) 橋本駅氷川線 (延長：約0.3km 標準幅員：約23m)

※この計画図は現時点での検討案であり、今後変更が生じることがあります。

土地利用検討図（案）



各事業の概要

○土地区画整理事業

リニア事業用地、相原高校跡地等を中心とした未利用地を含むまとまりのある一団地を区画整理区域に設定をする。区画整理の公共減歩により、リニア駅の函体上の道路（橋本駅南口駅前通り線、橋本駅東通り線）や区域内の道路、駅前広場を創出する。

○街路事業

橋本駅南口地区にアクセスする道路として、相模原駅周辺との連携を図る新都心連携軸（橋本駅氷川線）、橋本駅周辺に集積している都市機能を結びつける地区間交流軸（橋本西通り線・橋本駅東通り線）の整備を行う。

○自由通路整備事業

駅南北の回遊性、鉄道の乗換利便性の向上や駅周辺地区の賑わい形成を図るため自由通路整備を行う。

○京王駅移設整備（注※大規模事業評価対象外）

京王線駅舎移設による乗換え利便性の向上は、まちのポテンシャルを高め、橋本駅南口地区及び周辺地区の賑わいの形成など、本市が目指す広域交流拠点にふさわしいまちづくりの実現に寄与することから駅移設整備の事業化に向けて協議を進める。

※京王駅移設については実施主体が鉄道事業者であり、現時点で移設は決定していないことや市負担額は未定であることから、大規模事業評価の対象外である。

令和3年度 相模原市大規模事業評価 評価のスケジュール(予定)【橋本駅周辺整備推進事業】

資料 3

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
大規模事業評価委員会	<p>第1回 (11/29)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管課から、評価対象事業の概要について説明。 ○ 評価対象事業の評価に必要な視点を確認・確定。 					<p>第2回目 (予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管課から自己評価調書について説明。 ○ 市民意見、局内評価会議の結果を説明。 		<p>第3回目 (予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模事業評価委員会から答申。 	
事業所管局	<p>自己評価調書作成</p>	<p>局内評価会議 (内部評価)</p>				<p>諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価調書 ○ 局内評価会議結果 ○ 市民意見 		<p>答申</p>	<p>局内方針評価決定 (対応)</p>
市民				<p>市民意見聴取</p>					<p>公表</p>

相模原市大規模事業評価 評価の視点等

資料 4

評価項目	評価の視点	確認事項
事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共が担う必要性はあるか ○ 市が実施する必要性はあるか 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現状及び課題 ○ 市の計画の位置付け ○ 市民等の意向・要望等の把握
事業の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備手法は妥当か ○ 事業規模は妥当か ○ 整備場所は妥当か 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 需要予測(利用者見込等)の手法及び結果 ○ 他の手法とのコストの比較検討
事業の優先性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業着手時期は適切か (○ 防災、危険回避、企業誘致等の観点) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域、関係住民等の理解、協力の状況 ○ 市以外の機関等による計画等の有無
事業の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の有用性が認められるか ○ 課題解決のための最も有効な手段(手法)か 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の目標 ○ 費用便益分析
事業の経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ○ コストは適切か ○ 事業採算性 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 概算事業費 ○ 収支予測
環境・景観への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺環境・景観との調和に配慮した検討がされているか ○ 事業実施により、周辺環境・景観に及ぼす影響を想定し、当該影響を低減するための工夫がされているか 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺住民の合意形成の取組み ○ 環境関連法令等への合規性

相模原市大規模事業評価調書

事業名 _____

事業主管課 _____ 局 _____ 部 _____ 課 _____
年 _____ 月 _____ 日作成

【事業概要】

実施主体		
位置付け (根拠)		
目 的		
概 要	場 所	
	内 容	
	計画期間	
	スケジュール	
	概算事業費	
	管理運営計画	
特 記 事 項		

【事業の必要性】

現状及び課題		
市の計画の位置付け		
把握 市民等の意向・要望等の	意向・要望等の把握の有無	<input type="checkbox"/> 把握している <input type="checkbox"/> 把握していない
	把握の時期・方法	
	動 向	
公共が担う必要性		
本市が事業を実施する必要性		

【事業の妥当性】

(利用者見込等) 需要予測	手 法	
	予測結果	
整備手法	他の手法とのコスト比較	
	妥当性	
規模の妥当性		
整備場所の妥当性		

【事業の優先性】

地域、関係住民等の 理解・協力の状況	説明会等開催の状況	
	その他説明事項	
市以外の機関等による計画等の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合の計画主体
事業着手時期の適切性		
(防災・危険回避・企業誘致等の観点)		

【事業の有効性】

事業の目標	成果目標					
	達成目標					
	設定理由					
	成果指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	
費用便益分析	区 分				金額（千円）	積算根拠等
	便益項目					
	総便益（B）					
	費用項目					
	総費用（C）					
	総便益（B）		総費用（C）	B / C	B - C	
	国の採択基準値： _____					
事業の効果	期待される効果					
	事業の有効性（事業を実施しない場合との比較）					
	課題解決のために最も有効な手段（手法）であることの説明					

【事業の経済性・効率性】

概算事業費 (百万円)	コスト						
	事業費						
	建設工事費						
	用地費						
	維持管理費						
	その他						
	財源内訳						
	一般財源						
	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
その他							
収支予測 (千円)							
	収入見込						
	支出見込						
	収支	差額					
		累計					
受益者負担の考え方							
コストの適切性							
事業の採算性							

【環境・景観への配慮】

周辺住民の合意形成の取組み (周辺環境・景観への影響)	機会や場の設定	
	主な意見	
	説明結果	
環境関連法令等への合規性		
周辺環境・景観への配慮	調和の配慮	
	想定される影響等への対応	影響
		低減の工夫
環境アセスメントの結果 (実施した場合)		

※ 添付資料

○ 位置図

〔評価書〕

〔所管局評価〕

	評価項目	評価の視点	評価	
			視点ごとの評価	項目ごとの評価
個別評価	事業の必要性	公共が担う必要性		
		本市が事業を実施する必要性		
	事業の妥当性	整備手法の妥当性		
		規模の妥当性		
		整備場所の妥当性		
	事業の優先性	事業着手時期の適切性		
	事業の有効性	有用性		
		課題解決のための有効性		
	事業の経済性・効率性	コストの適切性		
		事業の採算性		
環境・景観への配慮	周辺環境・景観との調和の配慮			
	周辺環境・景観への影響の低減策			
総合評価	<div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> 実施 実施しない </div>			
評価結果コメント				
特記事項				